

## デイルシャード・ハトンとそのファルマーン — 14世紀イランにおける女性の発令書 —

小野 浩

1335年実質上最後のフレグ・ウルス Hülegü ulus (イル・ハン朝) 君主アブー・サイード・ハン Abū Sa'īd Ḥān (ブー・サイードとも。Mo. Busayid bayatur qan. r.1317-1335) が男児を残さぬまま亡くなると、各有力者がそれぞれ傀儡のハンを擁立して対立抗争を繰り返しフレグ・ウルスは一大混乱期を迎える。古くはドーソン d'Ohssonの*Histoire des Mongols* (邦訳は佐口透訳『モンゴル帝国史』1-6、平凡社東洋文庫) の最後の部分がこの時期の記述に充てられ、その後 B.Spuler, *Die Mongolen in Iran* や *The Cambridge History of Iran* (vols. 5 & 6) がこの時期の良質な概説として便宜を与えるものの、ハンとその王妃たるハトン ḥātūn/qatun、ワズイール wazīr (宰相)、アミール amir (武将) らの思惑が交錯してめまぐるしく変化する激しい権力抗争の実態を整理するのは容易でない。考察の対象が10年間に限られるとはいえ複雑に絡み合った政治史を丹念に解きほぐした労作 Charles Melville, *The Fall of Amir Chupān and the Decline of the Ilkhanate, 1327-37: A decade of discord in Mongol Iran*, Bloomington, 1999. の専論が著されたのも、史実の整理からして困難なこの時代の情勢をより明確に把握することの必要性が痛感されたがゆえであろう。邦語文献としてはドーソンの佐口訳『モンゴル帝国史』のほか、志茂碩敏氏の「Ghāzān Khān 歿後の Īl Khān 国におけるモンゴル諸勢力の消長について」の第一章第一節に、この時期の政治動向が『ラシード集史統編』にもとづき正確に要約されている<sup>(1)</sup>。

詳細はこれら諸研究にゆずるが、この時期の情勢につきごく簡単に記しておこう。アブー・サイード治世前半のフレグ・ウルスにおける随一の実力者はスルドゥス Suldus 部のアミール・チョパン (チューバーン) Amīr Čūpān (d. 1327) であり、彼の子息も父の威光を背景に権勢を振るった。しかし、チョパン一族の専横ぶりに業を煮やしたアブー・サイード・ハンは1327年に、まずチョパンの息子ディマシュク・ホージャ Dimašq Ḥwāja を死に至らしめ、ついでチョパンを亡き者にすることに成功した。この粛清で以前よりその勢力は低下したもののチョパン一族を一掃するまでには至らず、その後もチョパンの子孫はウルス内外の政争に関わってゆく。そして彼らチョパン残党と争いつつ頭角を現したのがジャライル Jala'ir 部の大シャイフ・ハサン Šayḥ Ḥasan-i buzurg (d. 1356)<sup>(2)</sup> であり、彼はのちにイル・ハン朝後継国家というべきジャライル朝の祖となる。すなわちアブー・サイード治世後半とそれに続く混乱期を通じてさまざまな勢力が入り乱れ抗争する中で、大掴みに整理するならスルドゥス部のチョパン一門、およびジャライル部の大シャイフ・ハサンが二大勢力を構成していたとみてよい。

さてここに紹介する1通のファルマーン *farmān* (勅令、命令書)の発令者ディルシャード・ハトン *Dilšād Ḥātūn* は、フレグ・ウルス君主のアブー・サイード、そのもとでの二大有力部族たるスルドゥス部、ジャライル部のいずれとも深く関わる女性である。すなわち彼女はスルドゥス部チョバンの孫娘として生まれ、のちに望まれてアブー・サイード・ハンの妃となり、夫君アブー・サイード死後のフレグ・ウルス混乱期に今度はジャライル部の大シャイフ・ハサンと結婚し、その結果ジャライル朝の最盛期を現出したとされるスルターン・シャイフ・ウワイス *Sulṭān Šayḥ Uways* (r. 1356-1374)の生母となった女性である。本稿ではまずこのディルシャード・ハトンに関する情報を諸史料中に求めたのち、彼女の名で発令された1通のファルマーンを紹介する。この命令書はイラン西北部の町アルダビール *Ardabil* で発見された所謂《アルダビール文書》<sup>(3)</sup>に含まれるもので、東方イスラム世界では数少ない女性の名において発せられたファルマーンとして貴重なものである。

## I ディルシャード・ハトン

彼女はハーフィズィ・アブルー *Ḥafīz-i Abrū* 編著『ラシード集史続編』*Zayl-i Jāmi' al-Tawāriḥ-i Rašīdī* [ed. Ḥānbābā Bayānī, (2.ed.) Tehran 1350]において次のように書かれている。

チョバンの息子たちのうちハサン *Ḥasan* とテムルタシュ *Timūrtāš* の次にディマシユク [・ホージャ] がいた。ディマシユクには息子はいなかったが娘は4人いた。姉妹たちの長女は偉大で公正かつ慈悲深いディルシャード・ハトンであった。スルターン・アブー・サイードが彼女を所望し、スルターン・アブー・サイード亡き後、アミール・[大] シャイフ・ハサンが「チョウド汝ガ貸シヲツクレバ返サレルハゴトクニ」<sup>(4)</sup>娶った。[大] シャイフ・ハサンの息子スルターン・ウワイスは彼女から[の生まれ]である。[183]

またアハリー *Aharī* の『シャイフ・ウワイス史』*Tārīḥ-i Šayḥ Uways* [ed. van Loon, 's-Gravenhage 1954]の末尾には彼女の血統を次のように記す。

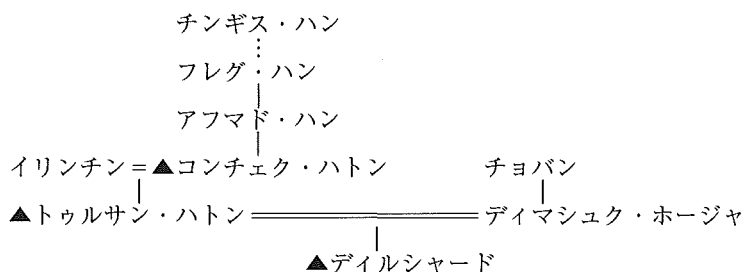
その [シャイフ・ウワイスの] 生母：彼の良き母は、亡きハトン (王妃) にしてハトンたちの威信 *ḥātūn marḥūma maḡfūra sulṭān al-ḥawātīn* たるディルシャード・ハトンであり、彼女は幸運なるアミール・チョバンの子アミール・ディマシユク・ホージャ (アッラーガ御二人ノ墓ヲ照ラシ給イマスヨウ) の娘であるが、彼女 [ディルシャード] の生母は、フレグ・ハン *Hülāgū Ḥān* の子アフマド・ハン *Aḥmad Ḥān* の娘コンチェク・ハトン *Künčak Ḥātūn* の娘トゥルサン *TWRSN*・ハトン。[83,184]

一方、ティムール朝系譜史料『モンゴル高貴系譜』*Mu'izz al-ansāb fī šajarat salāṭīn Muḡūl* [MS, BN Ancien Fonds persan 67] にはアブー・サイード・ハンの王妃の欄第4番にディルシャード・ハトンを挙げて、

ディルシャード・ハトン：アミール・ディマシユク・ホージャの娘。アミール・イリンチン *Īrinčīn* の娘のトゥルサン *TRSAN*・ハトンから [生まれる]。[78a]

という。さらに同史料の65aにはアフマド・ハンの娘の1人としてコンチュクを載せ「その [=コンチュクの] 夫はアミール・イリンチン」と書かれているので、『シャイフ・ウwis史』と『モンゴル高貴系譜』両史料の情報を併せると、ディルシャード・ハトンの血統は次のようになり、彼女はフレグ・ハンの、したがってチンギス・ハンの血を引く女性ということになる。

[▲は女性]



さてディルシャードと同じスルドゥス部のチョパン家出身で、彼女より先にアプー・サイド・ハンの妃となっていた女性がいる。チョパンの娘バグダード・ハトン Baġdād Ḥātūn である。『モンゴル高貴系譜』にはアプー・サイド妃の欄の第2番にその名がある。

次なるハトンはバグダードシャー・ハトン Baġdādšāh Ḥātūn で、女帝 ḥwāndġār ḥātūn と呼ばれていた。スルドゥス部のアミール・チョパンの娘で、はじめアミール・シャイフ・ハサンの妃であった。[78a]

この記事にも見える通り、バグダード・ハトンは当初ジャライル部の武将アミール・(大) シャイフ・ハサンに嫁いでいた。そこへ主君のアプー・サイド・ハンが彼女に横恋慕して強く所望するに至り、主君の要望とはいえさすがに難色を示していた彼女の父チョパンもとうとう根負けし、(大) シャイフ・ハサンもやむなく同意したという経緯がある。父チョパンの失脚・処刑(1327年)という一大事変が勃発したにもかかわらず、バグダード・ハトンがそれとほぼ時を同じくしてハンの熱烈な想いから妃を迎えられている点よりすれば[佐口透訳『モンゴル帝国史6』pp.329-330.]、彼女の王妃としての立場は父チョパンの没落によっても揺らぐことはなかったようである。それどころかハンの熱烈な想いを受けたバグダード・ハトンの地位はむしろ磐石なものとなりゆき、以下に見るようにアプー・サイドの諸妃中実力第一の妃となり、政治のさまざまな局面でも彼女の発言は重きを成した。

しかしながらハンの熱愛を受けた彼女は例外であって、アプー・サイド政権の大立者チョパンとその息子デイマシュク・ホージャに対する肅清は、やはり他のチョパン家の者にとって大きな不安となったことは事実であり、デイマシュク・ホージャの娘ディルシャードも難を避けるべく自身のおばにあたるバグダード・ハトンの庇護を受けるにことになった。ところがディルシャードが成人するに及んで、あろうことかアプー・サイドは今度は彼女に懸想し、その結果とうとう2人は結婚するに至る。そうなるとこれまでのバグダード・ハトンに対するハンの寵愛は薄れ、互いにおばと姪の関係にある二人の女性の間には俄かに亀裂が生じた。こと

にバグダード・ハトンのデイルシャードに対する敵意・嫉妬は激しく、同族ゆえに彼女を庇護したことをしきりに後悔した[以下の引用記事参照]。

この二人の王妃については、同時代人でアブー・サイド政権の構成員に親しく接したとされる著名な旅行家イブン・バットゥータ Ibn Baṭṭūṭa (1304-1368/69or1377) の旅行記がヴィヴィッドに伝えている。やや長くなるが以下に家島彦一氏の訳を引こう。

スルターン・アブー・サイドは、王国における主権を確立した時、ジューバーン [=チヨバン] の娘と結婚したいと思った。彼女は、その名を〈バグダード・ハートゥーン [ハトン]〉と言い、女性たちのなかでも一際別嬪であった。しかし彼女は、すでにシャイフ・ハサンと結婚していた。このシャイフ・ハサンは、他ならずアブー・サイドの没後に王権を獲得した当の人物であって、アブー・サイドの父方の叔母の子孫に当たる。アブー・サイドの命令で、シャイフ・ハサンは彼女と離婚させられた。こうしてアブー・サイドは彼女と結婚し、彼にとって最も寵愛する皇后となった。

そもそもトルコ人たちやタタル人の間では、女性が特別に高い地位を占めている。その事実は、例えば、彼らが一つの布告 (amr) を出すような場合でもその布告のなかに「スルターンとハートゥーンたちの命において…… (an amri 's-sultāni wa al-ḥawātini)」と書く。各々のハートゥーンたちは、幾つもの町々、地方や莫大な税収入を所有し、スルターンと一緒に旅する時も、自分たちの独立の帳戸マハッラを持っている。このハートゥーン (バグダード・ハートゥーン) は、アブー・サイドにとって頭が上まらないほどの強い権威を持ち、彼の方も他のいかなる女性より彼女に惚れ込んでいた。彼女は彼の人生のすべてにわたって、そうした地位を享受していたが、その後、彼は〈デイルシャード〉と呼ばれる女性を娶って情愛を注いだために、バグダード・ハートゥーンを一向に顧みなくなった。

[『大旅行記3』家島彦一訳、39-40。 [ ] 内補う 一部表記改変また原語を挿入]

また、このちイブン・バットゥータはシャイフ・ハサン時代のバグダードを訪れるが、そのときのこととして、

上述の日付に [748年 Šawwā 1月/1348年1月]、私がバグダードに到着した時バグダードとイラクのスルターンは、スルターン・アブー・サイドの父方の叔母の子息に当たるシャイフ・ハサン (彼ニ神ノ平安アレ!) であった。アブー・サイド亡き後、シャイフ・ハサンはイラクで自らの支配権を確立し、自分の妻としてアミール・ジューバーンの子息ディマシュク・ハワージャ [=ホージャ] の娘デイルシャードを娶った。そうした彼の行動は、かつてスルターン=アブー・サイドがシャイフ・ハサンの妻 [=バグダード・ハトン] を娶ったのと同じであった。

[『大旅行記7』140。 [ ] 内補う 一部表記改変]

とも記している。

さらにこの間の事情はムハンマド・シャパーンカーレイー Muḥammad Šabānkāra'ī の『系譜総集』 *Majma' al-ansāb* [ed. Mir Hāšem Moḥaddet, Tehrān 1363] にもまとめられている。上に引いた諸史料と重複するところもあるが、重要な指摘もあるので次に引用しよう。

その後スルターン・ブー・サイードの心がこの妃 [バグダード・ハトン] に傾きチョバンとディマシュクが滅ぶと、モンゴルの慣習 *āyin wa rasm-i Muġūl* からバグダードを我が物にした。そして[その夫であった]シャイフ・ハサン・ノヤンには1人の立派な妃を授け賜い、シャイフ・ハサンもバグダードとの別離に同意した。イスラム法上の説明が為され、帝王の妻となるべき時が経った。[バグダード・ハトンは] 国事に携わり始め、彼女の名で帝国中央において勅令 *yarlıg* (<*Tü. yarlıg, Mo. jarliy*) が発せられた。それほどにかくも高い大望を抱く女性であった。 [295]

だが彼女は際限なき贅沢ぶりをも発揮したので、近侍のアミールら臣下の者たちは諫言を呈したのであったが、

ブー・サイードは聞き入れず、彼女と1つの服を纏い二人で1つの襟から首を出したりしていた。その後ディマシュク・ホージャの娘ディルシャード・ハトン——今日、誉れある幸運の玉座につかれており、最も偉大で公正なノヤン [=シャイフ・ハサン] (彼ノ公正サガ増シマスヨウ) の妃にあられます——は、バグダードの姪であったため彼女のもとで養育されて成人に達した。二人は同じ出自 *ujawur* (<*Mo. uja'ur*) と同じ美貌を有していた。どこであれ見目麗しい女性がいるとその地のアミールたちから [その女性を] ハンに侍るためにハンのもとへ召し出すというのがモンゴルの慣わし *āyin-i Muġūl* だったので、バグダード・ハトンはその娘 [ディルシャード] をスルターン・ブー・サイードに献じたのであった。スルターンは彼女を受け入れ、しばらくしてスルターンの奥方となるや、バグダードは自分のしたことを後悔したがもはやどうにもならず悲嘆に暮れるばかりだった。

[295]

この『系譜総集』の記事によれば、誰であれモンゴル君主にみそめられればたとえ妻であろうとも君主に差し出さならなかったのが《モンゴルの決まり・慣わし》*āyin wa rasm-i Muġūl, āyin-i Muġūl* であった。しかしアブー・サイード・ハンはムスリムでもあったため、「イスラム法上の説明がなされ、帝王の妻となるべき時」、すなわち前夫の子を妊娠していないことを確認する待婚期間 *'dda*<sup>(5)</sup> が経つのを待ったことも記されている。

こののちバグダード・ハトンはその敵対者たちから、アブー・サイードに毒を盛った、もしくは、イル・ハン朝とは敵対関係にあったジョチ・ウルスのウズベク・ハンと密かに通信した、と讒言されたすえ、1335年夫君アブー・サイードの死より数週間して殺害された [『系譜総集』296]。

さてバグダード・ハトンからディルシャード・ハトンへとアブー・サイードの寵愛が移り、バグダードが自分の姪に激しく嫉妬したことは後世まで知られていたようで、ホーンダミール *Hwāndamīr* は『伝記の友』*Ḥabīb al-Siyar* [Tehrān 1333] で次のように記す。

『勝利の書』*Zafar nāma* の序にこう書かれている<sup>(6)</sup>。スルターン・アブー・サイードはその生涯の末期にチョバンの子ディマシュク・ホージャの娘ディルシャード・ハトンを自らの皇妃たちの列に加えた。そしてバグダード・ハトンへの愛情が薄れ始めた。このため

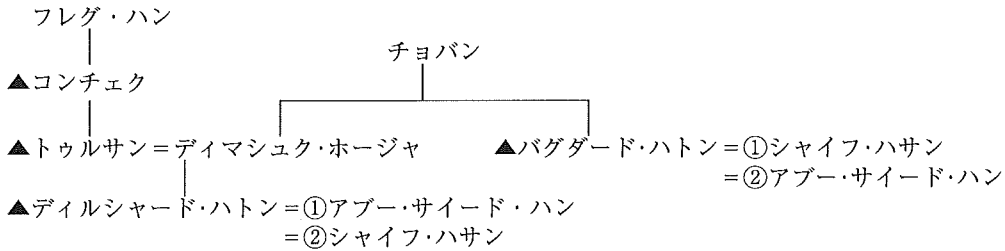
バグダード・ハトンは大胆にも帝王 [アブー・サイド・ハン] に毒を盛る挙に出た。それがもとで彼の御霊鳥は喜びの場へと飛翔した (anhāni? の語不明)。

[しかるに] あらゆる史家たちが一致して、チョバンの娘であるバグダード・ハトンと、チョバンの子ディマシュク・ホージャの娘であるディルシャード・ハトンを [すなわちおばと姪の関係にある二人の女性を] スルターン・アブー・サイド・バハドウル・ハンの配偶者のうちに (MGA の語不明) [同時に] 数え入れているのは解せないことである。[なぜなら] 尊貴なるイスラム法 šar' に照らして [父方の] おばとその姪の関係にある者との [二人同時の] 婚姻は許容されていないし、スルターン・アブー・サイドはイスラムの民のうち之列していたのだから。それゆえこのことは、スルターン・アブー・サイドがまずバグダード・ハトンを離縁して、しかる後にディルシャード・ハトンを娶ったのだと解すべきなのである。 [Ⅲ-219]

後半部はホングミールのムスリムらしい「解釈」である。確かにさきの『系譜総集』の記事にもみた通り、夫の同意を得て離婚し、再婚までの期間を設けたのであるなら、おばと姪の関係にある二人の女性を同時に妻としたことにはならないであろう。だが『系譜総集』のいう《モンゴルの決まり・慣わし》がシャリーアに優先する事態がままあったであろうことは容易に推測できる。仮に対象となる二人の女性がおばと姪の関係にあったとしても気に入れば我がものにした、というのが《モンゴルの決まり・慣わし》だったのではないか。つまりこの種の場合ではモンゴルのハンの意向には逆らえなかった、というのが実態ではなかったか。この場合もアブー・サイド・ハンは、《モンゴルの決まり・慣わし》を当然としてついモンゴル君主の顔を前面に出しそうになったところを、自身がムスリムたることにも配慮して即座の結婚を踏みとどまるとみるべきであろう<sup>(7)</sup>。「皇帝が与える命令は何ごとであろうと、その時が何時であれ、その場所が何処であれ、戦闘にであれ、生にむかってであれ、かれらはそれに、苦情ひとつ言わずに服従します。たとえ皇帝が、未婚の娘または姉妹を要求するようなことがあっても、かれらは一言の不平もなく差し出します。」というカルピニの報告<sup>(8)</sup>は、意味するところが少しく異なるとはいえ上記『系譜総集』の記事との符合は明らかと考えられる。

アブー・サイド没後もワズィールの任にあったギヤースッディーン Giyaṣ al-dīn (d. 1336. ラシドッディーン Rašid al-dīn の息子) は、フレグの血統に繋がらないアルパ・ケウン Arpa ke'ün (d. 1336. アリク・ボケ Ariq Böke の裔) をハン位継承者に選んだ。このため既にアブー・サイドの子を妊娠していたディルシャード・ハトンはわが身の危険を察知し<sup>(9)</sup>、ディヤールバクルにいたオイラト部のアミール・アリー・パーディシャー 'Alī Pādīšāh (アブー・サイドの母方のおじ) のもとに逃れたのであったが、その直後アリー・パーディシャーは大シャイフ・ハサンに敗れて殺害され (1336年7月)、大シャイフ・ハサンはアリー・パーディシャーのもとに身を寄せていたディルシャード・ハトンを娶ることになる。すなわちバグダード・ハトンはジャライル部大シャイフ・ハサンと結婚していたが、求められてアブー・サイド・ハンと再婚、一方姪のディルシャード・ハトンはアブー・サイドとの結婚でバグダード・ハトンの怨

みをかうが、アブー・サイド亡き後に大シャイフ・ハサンと再婚したのである。[下記系図参照。▲は女性]



ジャライル朝創始者の大シャイフ・ハサンと結婚したとはいえ、彼女はバグダードの町に難を避けていた自分の縁者たるチョバン家の者たちに依然として同情的であった [『系譜総集』27]。ディルシャード・ハトンはチョバン家に対する思いからであろう、自分と同じチョバンの孫でいここにあたるマリク・アシュラフ Malik Ašraf が夫シャイフ・ハサンの敵対者であるにもかかわらず、しばしば親マリク・アシュラフ的行動と心情を示した。1347年にマリク・アシュラフ軍がシャイフ・ハサンとディルシャードの根拠地バグダードの町へ攻めて来た際、攻囲していながらも結局マリク・アシュラフ軍は撤退するのだが、史料はそのときのこととして、

[シャイフ・ハサン陣営が置かれた] バグダードのアミールらはその状況 [マリク・アシュラフ軍の退却] を目にする [バグダードの] 町から外へ出て、退却者らを追撃しようとしたが、ディルシャード・ハトンはそれを妨げた。そしてバグダード方面にやって来ていたマリク・アシュラフの従者らひとりひとりにつきつねに配慮し、残された者たちの面倒もみた。 [『選史続編』 Zayn al-dīn b. Ḥamd Allāh Qazwīnī, *Zayl-i Tārīḥ -i Guzida*, ed. Īraj Afšār, Tehrān 1372, 43-44, 『集史続編』 226-227]

と伝えている。また Ch. Melville によると、ディルシャード・ハトンのこうした親チョバン家的行動を快く思わぬ夫シャイフ・ハサンが彼女に毒を盛ったとまで伝える史料もあり、そこには、彼女がイラク地方に関して絶大な権限を有しており、シリア方面への影響力もかなりのものであったことも記されているという<sup>(10)</sup>。このことは「各々のハートゥーン [=ハトン] たちは、幾つもの町々、地方や莫大な税収入を所有し」ている、というさきに見たイブン・バットゥータのバグダード・ハトンに関する報告 [『大旅行記3』 pp.39-40] とも符合するので、バグダード・ハトン同様、ディルシャードも政治面でかなりの辣腕を揮っていたことは十分に予想される。一方で貧しい者たちに慈悲を示したとも言われる彼女だが、イル・ハン朝君主ついでジャライル朝創始者という二人の支配者の妃となって波乱の時代を生きたディルシャードは1351年12月27日 (752年ズルカアダ月8日) その生涯を閉じる。亡き骸はナジャフ Najaf の地に葬られた [Encyclopaedia Iranica, DELŠĀD KĀTŪN]。

諸史料から窺えるディルシャード・ハトンに関する情報を集めるとおおむね以上のようなになる。次章ではその彼女が発令した文書を見ていこう。

## II ディルシャード・ハトンのファルマーン

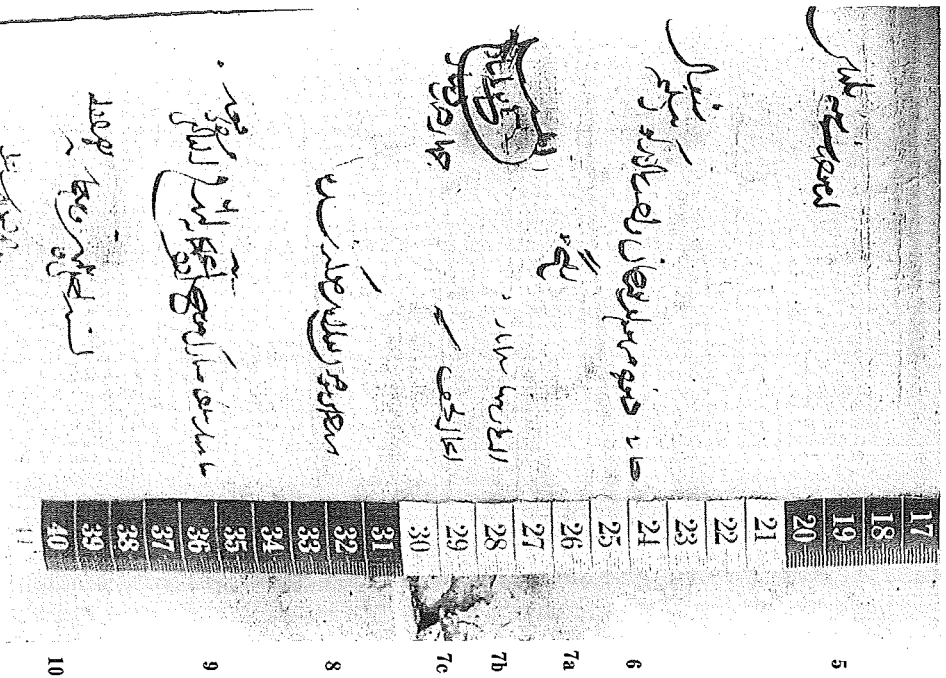
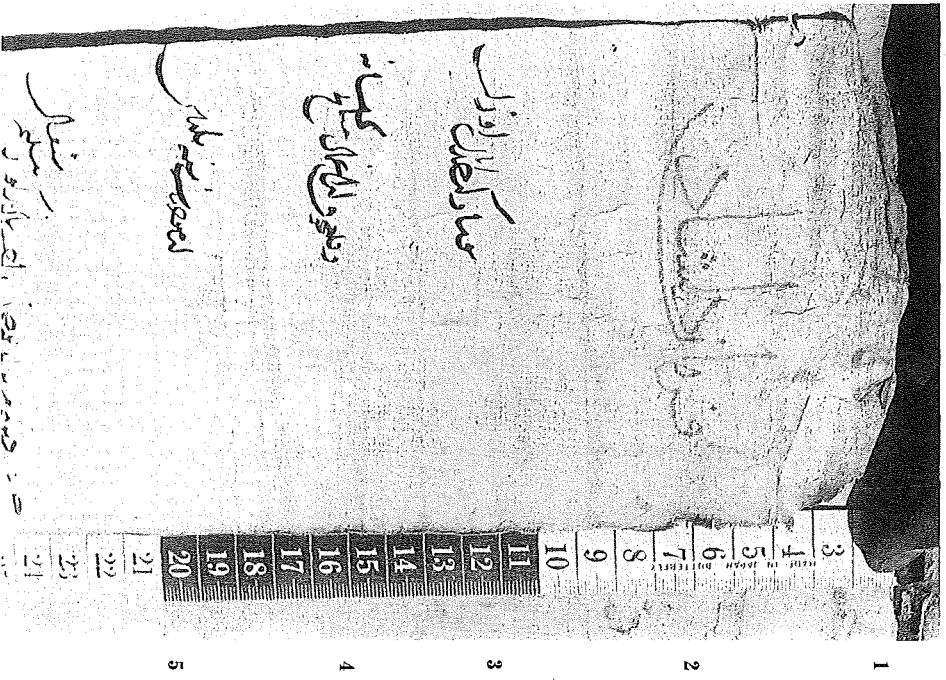
本文書は、Gottfried Herrmann, *Persische Urkunden der Mongolenzeit — Text- und Bildteil*, Wiesbaden 2004. に収載された全28通の文書のうちの第10 (X) 文書として紹介されたもので、そのうちには発令者不明のものも何通か含まれるが本書中でおそらく唯一の女性発令文書である。後述するごとくペルシア語発令文書全般から見ても女性が発令主体となっている文書の原物はほとんど伝わらず [注 (16) 参照]、その点のみからも極めて貴重なものである。発令年月日は731年ズルカアダ月6日 (1331年8月11日)。寸法は45cm×13cm。冒頭を除いた本文はこの種の文書のなかでも極度にくずされた字体で書かれているため、ここでの判読とローマ字への転写 (transcription) はスイヤーカト体で書かれた特殊な数字表記も含めて多く Herrmann の解説に依拠していることを断っておきたい。

### 《転写》

- (1) …………… (2字ほど下半のみ残るも判読不能) [金字で大書]
- (2) F A R M Ā N - I D I L Š Ā D [金字で大書]
- (3) ————— 〈空白〉 ————— ru'asā wa kadḥudāyān-i ūzan
- (4) ————— 〈空白〉 ————— wa qal'ajūq az a'māl-i miyānaj bi-rasānand
- (5) ————— 〈空白〉 ————— az mutawajjihāt-i sana-yi ṭalātīn-i
- (6) ḥānī dar wajh-i marsūm-i amīr tūrḥān (?) -i wājib-i sāl-i mazkūr ba-taslīm-i šaraf al-dīn
- (7a) zar-i rāyij yij
- (7b) 1000 dīnār min-hā 600 dīnār 【al-mablaḡ 400 dīnār】
- (7c) ānjā (?) al-ḥayf/ḥaqq (?) čahār šad dīnār
- (8) barīn jumla rawand wa čūn ba-'alāmat mu'akkad šuda……………
- (9) ba-yāšīl bilgā mubārak muwaššāḡ gardad i'timād namāyand kutiba fi's-sādisi min zī qa'dati







G. Herrmann, *Persische Urkunden der Mongolenzeit* より転載 (部分)

(12) 称賛シ 祝福ト平安ヲ祈リ 赦シヲ請イツツ

(13) オオ 主ヨ ヨロシキ結ビニ至ラセタマエ

【語注】(数多くある問題点のうちここでは以下の数点のみ扱う。)

・(1) 行目

冒頭部分の破損により、大書された2字ほどが残るのみ。写真版では字色の判別は不能だが解読者の Herrmann によれば(2)行目と同じく金字である。権威の拠り所となる上位の命令を示す《az hukm-i yarlıg-i humâyün》もしくは《Abū Sa'īd Bahādur Ḥān yarlıgindin》といった類の文句があった可能性もある。

・(3) (4) (5) 行目

本文書き出しの最初の3行は左へ引いて書かれている。これは明らかにモンゴル命令文の書式に則ったもの。

・(3) 行目 miyānaj 《ミヤーナジ》

現在のミヤーネ。デイルシャードとミヤーネ徴税区にいかなる関係があったのかは史料上からは確認できないが、おそらくは彼女の所領がその地にあったことが推測される。

・(6) 行目 ḥānī 《ハン暦(ハーニー暦)》

〈ḥānī〉の語を右方に台頭している点が注目される。イル・ハン朝第7代君主ガザン・ハン(r. 1295-1304)が制定したためにハン暦と呼ばれ、台頭によりガザンに敬意を表している。*Persische Urkunden der Mongolenzeit*に収録された文書中では本文書(X)のほかXVII(1349年)、XIX(1353年)、XXIV(1369年)文書にもハン暦〈ḥānī〉の語が見え、いずれもこの語に台頭が施されている。これにより14世紀半ば以降もジャライル朝下でこの暦の使用が確認されると同時に、ガザン・ハンに対する敬意も依然として不変であったことを知る。イル・ハン朝を打倒し滅亡させることで成立したのではないジャライル朝の国家としての性格が垣間見られる。周知のごとく春分を基点としたこの暦の開始年月については、ヴァッサーフ Waṣṣāf とハムドッラー・ムスタウフィー Ḥamd Allāh Mustawfī とで異なる情報が記載される。詳細は省くがムハンマド・イブン・ヒンドゥーシャー・ナフチェヴァーニー Muḥammad ibn Hindūshāh Naḥḥawānī の『書記典範』*Dastūr al-kātib fī ta'yīn al-marātib*[ed. Ali-zade, II Moscow 1976]の「ヒジュラ暦761年にあたるハン暦59年の初めより…」[10-11]なる記載と、ムスタウフィー『選史』*Tārīḥ-i guzida*[ed. 'Abd al-Ḥusayn Nawā'i, Tehrān 1339]の「ハン暦を…701年ラジャブ月12日に制定した」[606]という記事とで両者の内容が一致するため、ハン暦は西暦1302年3月13日をもって開始されたとみてよい。この暦は Herrmann 著書中の文書ではいずれも財務・税収関連の文脈で用いられていることから見ても、季節と連動しないヒジュラ暦に替わって税暦として使用されたこと

は明らかである。実はティムール朝、黒羊朝、白羊朝にてもこのハン暦は使用されたが、いま本稿でその意義については触れない。

・(6) 行目 amir türhān 《アミール・トゥルハン》、šaraf al-dīn 《シャラフッディーン》

本文書の内容解明の手懸りとなるべき人名の素姓は残念ながら両者ともに不明。ただ、新しいハンに選ばれたアルパ・ハント、これを不服としフレグの子孫ムーサーをハンに擁立して対抗したアリー・パーディシャーとの交戦時に、アルパ側のアミールの1人にトゥルハン・アフタチ Tūrḥān aḥtāji なる人物がいる [『ラシード集史続編』194]。「トゥルハン」と読んだ TWRḤAN は「ヌール・ジャーン」NWRJAN その他の読みも可能。

・(8) 行目 'alāmāt / 'alāmat 《書き判》

Herrmann は複数形 'alāmāt とみているが 'alāmat と読むことも可能と思われる。'alāmat とは本来「しるし」の意味であるが、本人たることの証しとなる、名前等を意匠化したものを指す。従ってその形態・機能からわが国の花押にはほぼ相当するともいえるが、ただし名前でなく本人の好んで用いた「標語・モットー・信条」などを選定する場合もある。ここでは「書き判」の訳語を充てた。

・(9) 行目 yāšil bilgā (<yāšil belgā) 《緑印》

極めて判読しづらい本文書の書体からは果たしてこう読めるのか筆者には判断が難しいが、Herrmann は2箇所捺されている印影が緑色である旨を明記しており [Herrmann, 102. “... Höhe 2.6cm, Breite 2.9cm, Farbe grün.”]、かつ <yāšil bilgā> の語はほかにも XIX 文書 (1353年) — Herrmann はデイルシャードのいとこマリク・アシュラフのものと推定 — の11行目にも在証されるので Herrmann の読みはまず確実である。

ところでラシードッディーンの『集史』*Jāmi' al-Tawāriḥ* には印 tamga として《朱印 al tamga》《金印 altun tamga》《黒印 qara tamga》《青印 kōk tamga》加えて《玉印 tamgā-yi yašm》の語は現れるものの、《緑印 yāšil tamga》は見えない<sup>(11)</sup>。おそらく Herrmann のこの文書集の刊行により実例として初めて知られるに至ったものであり、それゆえ《緑印 yāšil belgā》の語を持つこれら2文書の存在は大変貴重である。かつて Herrmann 自身の論文において、その存在が注記なく指摘されていた <Grünsiegel> の捺された文書とはこれらの2文書のことであろう [Ein Erlass von Qara Yūsof zugunsten des Ordens von Ardebil, *Archäologische Mitteilungen aus Iran*, Neue Folge 9, 1976, 238]。ただし残念なことに緑色のためか Herrmann が述べる通り両文書ともにその印銘はぼんやりしており判読不能。デイルシャード文書の方は辛うじてその印影が長方形であることが見て取れるに止まる [Herrmann, 写真版49-50]。

さて『集史』に見える上記諸印のうち最後の《玉印 tamgā-yi yašm》は「玉製の印章」の謂いで、材質による呼称に相違なかろう。そうするとラシードッディーンの記す他の諸印について、例えば《金印 altun tamga》であれば、有名な志賀島出土「金印」のごとくに印章そのものが金製である、というように解することもできる。だがそうなると他の

《朱印 al tamğa》や《黒印 qara tamğa》《青印 kók tamğa》はどういうものをいうのだろうか。“yašm”は「碧玉」とみて、同様にその他を「紅玉」や「黒っぽい玉」などでできた印章とみなすべきなのだろうか。玉の色の違いにもとづく呼称とはいえないように思われる。

一方でこれらは印肉の種類の違い、すなわち印影の色に基づく呼称の違いとも考えられよう。とするなら《金印 altun tamğa》は金製の印章ではなく金の印肉で捺印したものを意味したとも考えられるのである<sup>(12)</sup>。この見方に立てば、《朱印 al tamğa》《黒印 qara tamğa》《青印 kók tamğa》はそれぞれの色で捺印された印面そのものを指し、結果としてそれが捺された文書をも指し示すようになったとの推測もあるいは成り立つかもしれない。また後に述べるように「印章」自体も捺印色による名称で「カラ・タムガ」のごとく呼ばれた可能性も捨て切れない。ただ、ウシ年(1277年)ウイグル字モンゴル文・直訳体漢文合璧ジビク・テムル大王令旨碑ではモンゴル文面の“al tamğatai bičig”(「アル・タムガをもつ書きもの bičig」)にあたる漢文面が「金印令旨」とあり<sup>(13)</sup>、正式にはやはり文書はこのように呼ばれたのであろう。だがモンゴル語は「アル・タムガが捺してある書きもの・文書」の意であるから「(印影の色に関係なく)素材が赤(朱)色の印で捺印した文書」ではなく「赤(朱)色に捺された印面入りの文書」と考えるのが自然であり、その点からもこれらすべてのタムガを印章自体の色と捉えるのはやや無理があると思われる〔漢語の「金印」はひとまず除いておく。注(13)参照〕。

さてここでの問題は、上記の例はいずれも「タムガ」(tamğa)と呼ばれているのに対し、この文書では「ベルゲ」(belgä)と表わされていることである。現代トルコ語で belge は「(証明)文書、証書、証明書類」といった意味の語であり、文書の真正を証明する手段として「印章」による捺印が不可欠である点を考慮すれば両者は決して無関係とは言えぬものの「印章」そのものは意味していない。また現代モンゴル語 beleg (文語 belge) は「しるし、標識、象徴；兆し」といった意味で、これまた関連性はあるもののやはり「印章」それ自体を指してはいない。いずれもテュルク語 belgü 「(判別のための)しるし」[G. Clauson, *An Etymological Dictionary of Pre-Thirteenth-Century Turkish*, Oxford 1972, 340.]を起源とするが、現代トルコ語はおそらくモンゴル語からの再借用と思われる。ちなみに大元ウルスにおいて《別里哥文字》は「特権付与の証拠文書」「証明書」を表していた〔山崎忠「別里哥文字攷」『東方学報』京都24, 1954年〕。現代トルコ語 belge の意味を考慮すると、「ベルゲ」はその belgä 「しるし」のある文書をも指した、つまりこの場合の《緑印 yäšil belgä》も緑色の印影だけでなくその緑印の捺された文書をも指したとも考えられようが、確証はない<sup>(14)</sup>。(だが Herrmann も〈belgä〉を〈Siegel〉と解しているように当時「ベルゲ」の語は「タムガ」同様、「印章」そのものをも意味したのかもしれない。) Herrmann はこの《緑印 yäšil belgä》の使用されている両文書(X, XIX)がいずれも内容的に財務・税収に関わるものであることから、君主発令の財務・税収関係文書における《金印 altun

tamga》使用に対応して用いられたのが、より下位者によるこの《緑印 yāšil belgä》だったのではないかと推察している [Herrmann, 41]。

\* \* \*

さてこの文書の特徴づける要素のうち最も注目されるのは、やはり女性が発令者であるという点であろう。前掲のイブン・バトゥータの記事はテュルク（トルコ）人やモンゴル人における女性の地位の高さを証言している[『大旅行記3』39-40]。いま一度引くと、

そもそもトルコ人たちやタタル人の間では、女性が特別に高い地位を占めている。その事実は、例えば、彼らが一つの布告 (amr) を出すような場合でもその布告のなかに「スルターンとハートゥーンたちの命において…… (‘an amri ‘s-sulṭāni wa al-ḥawātīni)」と書く。各々のハートゥーンたちは、幾つもの町々、地方や莫大な税収入を所有し、スルターンと一緒に旅する時も、自分たちの独立の帳戸マハッラを持っている。

一般に遊牧民における女性の地位が比較的高いことはよく知られているが、ムスリムであるイブン・バトゥータから見れば、このように王妃とはいえ女性が独自の収入源を有し、独立した天幕を持つたりすることは相当に驚くべき事実と映ったのであろう。そしてこの記事から、君主と王妃の名で命令を発すること、すなわち王妃単独とまでは明言されていないものの、女性たる妃が発令行為に関わっている事実もまた彼に意外の感を与えているのを知る。モンゴル時代、東方の宗主国たる大元ウルスでは皇后・皇太后による発令書の存在が知られており、漢語では《懿旨》と呼ばれたが、西方フレグ・ウルス（イル・ハン朝）においてもこのイブン・バトゥータの報告から妃の発令行為への関与が知られ、そしてより具体的にはアブー・サイド妃として専権を揮ったバグダード・ハトンによる勅令 yarliḡ の発布行為がさきの『系譜総集』の記事（「[バグダード・ハトンは] 国事に携わり始め、彼女の名で帝国中央において勅令 yarliḡ が発せられた」[295]）から確認できる。だが残念なことにその原物は今日に伝わらない。

モンゴル時代の文書行政全般を考える際、各種編纂史料に載る記述が大切なのはもちろんであるが、それと並んで、否それ以上に原物の文書そのものが提供する情報は、それが生のものであるだけに極めて貴重である。公文書としての君主、王族、政府高官による発令文は、広汎なモンゴル帝国の版図を反映して多言語にわたっているものの、今日接することができるそれらの原物自体の総数はといえば、やはり極めて微々たるものと言わざるを得ない<sup>(15)</sup>。イル・ハン朝治下の女性の発令文書の原物はここに紹介したディルシャードのファルマーンが唯一のものであり、そのことのみをもってしてもこの文書のもつ意義は大きいと言わねばならない<sup>(16)</sup>。

ここで、今まで注記なくただ「妃、王妃」として用いてきたハトン (qatun, ḥātūn, 可敦 etc.) の語につき少し考えてみたい。ハトンとは言うまでもなくテュルク語、モンゴル語でカガン、カアン、ハン (qaḡan, qā‘ān, ḥān, etc.) の奥方、つまりは「王妃、皇妃」の意であるが、ではそ

の称号はいつの時点で発生するのであろうか。言い換えれば生まれながらにハトンであることはありうるのか。『系譜総集』には次のような記事がある。

長女の名はディルシャード (dīlšād) — 彼女の心dilがその名のごとく (「喜び」šād) であれかし — [彼女を] 帝王アブー・サイード・ハンが娶られて、ハンの妃となった (ḥātūni ḥān šud)。帝王に不可避の事態 [すなわち死] が出来するときまで。 [282]

ここに見える「ハンの妃となった ḥātūni ḥān šud。帝王に不可避の事態[すなわち死]が出来するときまで」という表現は、この称号が君主たるハンに嫁いだのちに (そして夫君がハン位にある間に限り?) 発生するものであることを端的に示しているではあるまいか。そう考えてよいならば、彼女はディルシャードという名 (であったかもしくは別の幼名) を持ち、イル・ハン朝君主のアブー・サイード・ハンと結婚したことでディルシャード・ハトンと呼ばれるようになったのだと解釈できる<sup>(17)</sup>。

そうすると次に問題となるのは、このファルマーンを発した1331年の時点でディルシャードがアブー・サイードの妃となっていたかどうか、換言すればハトンの地位・権限における発令であったのかどうかという点である。それにはアブー・サイードとの結婚年次を明らかにする必要があるのだが、残念ながら現時点でそれを明示する記述を史料中に見出すまでに至らなかった。ドーソンは「この年に、アブー・サイードはディマシク・ホージャの娘ディルシャード・カトンを娶った。かれはこの妃を深く愛し、彼女を諸妃の上位においた。」と述べ、文脈上「この年」を前の文に探れば1332年とならざるを得ない[『モンゴル帝国史6』pp.357-358]。ところがこの文には出典を示す注が付されていないため、ドーソンが何を典拠に記述したのか確認できない。典拠を掲げて結婚年次を明白に733 (1333) 年のこととしているのは Melville である<sup>(18)</sup>。しかし両者の記す結婚の年がどちらも本文書の発令年次1331年より以後に置いている点では共通しており、それを認めると1331年の時点でディルシャードはハトンではない、つまり王妃の地位にまだ就いていない時期にこのファルマーンを発令したことになる。その場合彼女は如何なる地位・権限のもとに自らの名で発令できたのか、という問題が浮上する。本文書中に名の挙がるアミール・トゥルハン (?), およびシャラフッディーンともに素姓を突きとめられず、ディルシャードとの関係如何も不明であるゆえ、今この問題に十分な答えを用意できないことを遺憾とする。しかし父方から見た場合いかに有力家系の出自とはいえ、ハトンの地位に至っていない一有力諸侯の娘がファルマーンを発令している事実は今後の検討を要することになろう。

一方で前述のごとく彼女は母を通してフレグ・ハンそしてチンギス・ハンへと血統が繋がる、いわばモンゴル皇族に属する一員との見方もできる。大元ウルス — チベットを含む — ではモンゴル皇族はもとより政権の有力スタッフや帝師による発令文があり、イル・ハン朝でもハンの意を受けた形でのアミールやワズィールの発令文書 — Herrmann の書に含まれる文書のほとんどはそれにあたる — が存在するので、あるいはその方向での位置づけも可能かもしれない。ただし、Herrmann も指摘するように、むしろ本文書の記載を重視して逆に1333年ない

し1332年結婚説を再検討すべきなのかもしれない [Herrmann, 103]。

さらにこのハトン称号問題は、本文書において西洋古文書学で謂うところの *intitulatio* 部にあたる《*farmān-i Dilšād*》〈デイルシャーダのファルマーン〉なる表現とも関連する。すなわちこの *intitulatio* では〈デイルシャーダ〉の実名のみであって、《*farmān-i Dilšād Hātūn*》もしくは実名を出さずに《*farmān-i hātūn-i sa'ida*》などとはせず、ハトンの称号を添えていない点をどう考えるかにも関わってくる。実際にハトンではなかったからなのか、あるいは黒羊朝ジャハーンシャー妃ハトン・ジャーヌ・ベギムの発令書[注 (16) 参照]において名前を出さず《*al-šarifa al-'ulyā*》「最も気高き貴婦人」とのみ記され、ハトンともベギムとも称していないことと同様に捉えてよいのか。また注 (17) にも指摘した貴婦人一般を指す〈ハトン〉の用例をも考慮するとさらに疑問は尽きない。

最後にこのファルマーン文書から僅かながらも窺えるデイルシャーダの実像を幾分推測も交えて描いてみるとすればこのようにならうか。ミヤーネの地とデイルシャーダとの具体的繋がりは史料上に見出せないものの、モンゴル皇族に属し高貴な出自を持つ女性は自らの固有の所領と財産を独立して有し、それらに対して他から掣肘を受けない自由な領有権・処分権にもとづき経済面も含む所領内の諸問題を裁量した、この文書はそのことを示す一例であろう、と。

残る課題は将来に期することとし、とりあえず今はデイルシャーダ・ハトンという女性経歴および彼女の発令文書の簡単な紹介でひとまず稿を閉じたい。

## 注

- (1) 志茂碩敏「Ghāzān Khān 歿後の Īl Khān 国におけるモンゴル諸勢力の消長について」『アジア・アフリカ言語文化研究』21, 1981。ほかに『新版世界各国史 9 西アジア史 II イラン・トルコ』（山川出版社 2002）の第三章「トルコ民族の活動とモンゴルの西アジア支配時代」もこの時期を含む。
- (2) 彼と全く同時代に活躍する同名のスルドゥス部チヨバンの孫を小シャイフ・ハサン Šayḥ Ḥasan-i kūčak (d.1343) と呼んで両者を区別する。
- (3) アルダビール文書については、その発見の経緯も含め Gottfried Herrmann, *Urkunden-Funde in Āzarbāyḡān, Archäologische Mitteilungen aus Iran*, Neue Folge, 4, 1971. 参照。その後のアルダビール文書研究としては本国イランの研究が無視できないことは言うまでもなく、最近になって一応のカタログが刊行された。Imād al-dīn Šayḥ al-Ḥukamā'i, *Fihrist-i Asnād-i Buq'ā-yi Šayḥ Šafi al-dīn Ardabilī*, Tehrān, 1387. またわが国でも四日市康博氏を中心とした研究グループが発足している。
- (4) *kamā tudīnu tudānu* 本文中でも記したように、シャイフ・ハサンは、君主のアブー・サイードから自分の妻バグダード・ハトンを横恋慕され、やむなく妻を君主に譲った過去があり、今度はアブー・サイードの没後とはいえその妃であったデイルシャーダ・ハトンを自分が娶ったが、このアラビヤ語挿入句はそのことを踏まえたものである。後出のイブン・バットゥータの記事『大旅行記』7, 140] も参照。なお、志茂碩敏氏はこの箇所を“*Kamā al-Dīn Qadān*” [『アジア・アフリカ言語文化研究』21, 1981, 93] もしくは“*Qamāl al-Dīn Qadān*” [『モンゴル帝国史研究序説』1995, 151] と人名にとっている。あるいは綴り字の類似による誤読とも考えられるが、いま写本にあたっていないためいずれとも決定できない。とりあえずここではアラビヤ語挿入句とみておく。
- (5) 待婚期間 *'dda* についての詳細は柳橋博之『イスラーム家族法 婚姻・親子・親族』創文社 2001、特に第1章第2節および第2章第3節を参照。



- (6) 実際、シャラフッディーン・アリー・ヤズディー Šaraf ak-din 'Alī Yazdī の『世界征服者の歴史』 *Tārīḫ-i jahāngīr* にはここに引用した『伝記の友』の記事前半部分とはほぼ同様の内容がある [*Zafar nāma*, ed. Sayyid Sa'īd Mir Muḥammad-šādiq, 'Abd al-Ḥusayn Nawā'i, 2 vols. Tehrān 1387, vol.1, 193]。この『世界征服者の歴史』がヤズディー『勝利の書』 *Zafar nāma* の「序」 *muqaddima* にあたる。Shiro Ando, 'Die timuridische Historiographie II—Šaraf al-din 'Alī Yazdī—', *Studia Iranica* 24, 1995, 221-222. および上記『勝利の書』校訂者ミール・モハンマドサーデグによる同書序文[44 以下]参照。
- (7) 前掲柳橋博之『イスラーム家族法 婚姻・親子・親族』には、ある男性と、娶った女性の娘その他の女性卑属との間の婚姻は、姻族間の近親婚の禁止に該当するため禁止される[121]、待婚期間にある女性に対する公然の求婚は違法である[24]、といった見解が挙げられている。
- (8) 『中央アジア・蒙古旅行記』護雅夫訳、桃源社1979, p.34。もちろん女性を差し出す側がそうすることによる利点を考慮していた場合もあることは言うまでもない。
- (9) こののち736年シャウワール月6日(1336年5月18日)に誕生したのは女兒であった[『ラシード集史続編』196]。
- (10) *Encyclopaedia Iranica* [DELŠĀD KĀTŪN項]。Melvilleが挙げるサラフッディーン・ハリール・サファディー Šalāḥ al-din Ḥalīl Šafadī の *Al-Wafā' bi al-wafāyāt* は未見。
- (11) もっとも「緑」と「青」に関して、「モンゴル語 *al-luḡa al-Muḡūliya* では……緑 *al-aḥḍar* がキョク *kūk* (<kök) であって、テュルク語 *al-luḡa al-turkiya* でのキョクが青 *al-azraq* であるのとは異なる」と言うウマリー *al-Umarī* (d. 1349)の説明が正しければ、『青印 *kök tamğa*』が『緑印』を指した可能性もある [Klaus Lech, *Das mongolische Weltreich, —Al-'Umarī's Darstellung der mongolischen Reiche in seinem Werk Masālik al-abšār fīmamālik al-amšār—*, Wiesbaden 1968, 110, 249, Text 28.]。ドーソン『モンゴル帝国史6』(佐口透訳)には『集史』を基にした印章の用途に関する記述があるが、たとえば「金印タムガ」「黄金の《アル・タムガ》」「黄金の《タムガ》」などはその用途の違いに触れていても、語の示す具体的対象物は曖昧である[92, 94, 107, 111-112. etc.]。『黒印 *qara tamğa*』に関してはドーソン[同書112]のほか、渡部良子「『書記典範』の成立背景」『史学雑誌』111-7. 2002に『集史』の訳を載せ、ケシクと『黒タムガ』の関わりが指摘される[17]。『Encyclopaedia Iranica』には『ALTŪN TAMĠĀ』『ĀL TAMĠĀ』が立項され、主にペルシア語史料に基づき用途に関して説明がなされていて大いに参考になる。それによれば〈アルトゥン・タムガ〉が財政や財産関係の処理・決定の際に使用されるのに対し、〈アル・タムガ〉はより広く行政上の重要事や官職任用の文書に用いられる。また〈アル・タムガ〉の語はイランのモンゴル政権のほかジョチ裔の諸ウルスで確認されるが、大元ウルス、チャガタイ・ウルスではみられず(ただし大元ウルスでは注(13)にみるように〈アル・タムガ〉の語が在証されている一筆者)、チャガタイ・ウルスでは〈ニシャン *nišan*〉の語が〈タムガ〉に対応すると思われる、一方〈アルトゥン・タムガ〉の語はジャライル朝を含むイランのモンゴル政権に限られるようである。そうであれば〈アルトゥン・タムガ〉〈アル・タムガ〉を単に意味の上から漢語の〈朱印〉〈金印〉と安易に結び付けてはいけないのかもしれない。なおラシードッディーンの記すさまざまな〈*tamġā*〉に関する記述は大変重要なものながら、筆者の中でいまだ十分に整理しきれていないため、あらためて別の機会に扱えればと念じている。大元ウルスの官印制度については最近になって、清朝を中心に古今を通じた中国官印の研究として片岡一忠『中国官印制度研究』東方書店(2008)が刊行され、また牛根靖裕「元代雲南王位の変遷と諸王の印制」『立命館文学』608(2008)は「金印」「金鍍銀印」「銀印」等につき雲南の政治的推移と絡めて詳細に跡づけている。いずれにせよ、印章については今後はその大きさ・色・形・印銘といった外観およびその用途を含めて、モンゴル帝国下各地の個別的研究および帝国全体を視野に入れた包括的研究が俟たれるところである。
- (12) ただし、印面は朱(赤)色、黒色、そしてここに初めて知られた緑色のものが在証されたことになるが、金色の印面は今のところ現物では知られていないようである。
- (13) 松川節「新発表のモンゴル語命令文碑3件」『碑刻等史料の総合的分析によるモンゴル帝国・元朝の政治・経済システムの基礎的研究』平成12~13年度科研費補助金基盤研究(B)(1)研究成果報告書(研

究代表者 松田孝一) 2002。ここでモンゴル語 〈al tamǵatai bičig〉「朱印もてる文書」(松川氏訳は「金印入りかきもの」) に対応する漢語が〈金印令旨〉とされ、両者に「朱」と「金」の違いが出ている点の問題である。単なる誤記でないとすれば、「文書の捺印面は朱色であって印章は金」とでもみるべきなのだろうか。漢語で〈金印〉といった場合、やはり「金製ないし金色の印章」という点は動かさないように思われるからである。前注(11)でも述べたように、単なる意味上の対応から漢文献の〈金印〉にあたるものは〈アルトゥン・タムガ〉であって〈アル・タムガ〉ではない、との速断は避けるべきであろう。今後の研究に俟ちたい。なお、この松川氏論文は筆者自身の別稿で引用していたにもかかわらず、そこに〈al tamǵatai bičig〉と〈金印令旨〉の語があることを迂闊にも失念しており、松川氏も先行研究として引く 道布・照那斯図・劉兆鶴「回鶻蒙古文只必帖木兒大王令旨釈読」『民族語文』1998-2と併せてこの用例のあることをご教示いただいた宮紀子氏に感謝する。

- (14) ちなみにボンベイ版『ヴァッサーフ史』に付せられた用語集 Farhangi Waṣṣāf [658] には、「《ältün bilgā》〈アルトゥン・ベルゲ〉: モンゴル(語)で金のしるし/書き判のある命令 manšūr-i zar-nišān のことである。」との説明がある。これによると〈ベルゲ〉が「書かれた命令」を指している。また《ältün tamgā》〈アルトゥン・タムガ〉と《āl tamgā》〈アル・タムガ〉はそれぞれ「モンゴル語で金のしるし/書き判のある勅令 farmān-i zar-nišān を謂う」「モンゴル(語)で勅令および帝王の印章 farmān wa muhr-i pādīšāh の意味である」と説明される。これらによれば〈金のベルゲ〉と〈金のタムガ〉の違いは〈manšūr〉と〈farmān〉の違いのみとなる。いずれの〈ベルゲ〉〈タムガ〉も「書かれた命令」の意味を含んでいる。
- (15) それでも大元ウルスの発令文は碑刻や典籍の形でかなりの量が存在しており、わが国ではその本格的な研究が杉山正明氏により先鞭をつけられて以降、高橋文治、松川節、中村淳、堤一昭、宮紀子、松井太、船田善之らによりこの方面の研究は着々と進められつつある。
- (16) イル・ハン朝以外の東方イスラム世界で妃の出した発令文書の原物としては、黒羊朝 Qara Qoyunlu ジャハーンシャー Jahānšāh (d. 1467) の妃ハトン・ジャーン・ベギム Ḥātūn Jān Baygum が発布した866年ズイーカアダ(ズルカアダ)月10日(1462/8/6)付けの命令書《sözüm》がアルメニアのマテナダランに所蔵されている。Cf. A. D. Paṭazjan, *Persidskie Dokumenty Matenadarana, I – Ukazy*, Erevan 1956. ただし文書中の発令者名は《al-šarīfa al-ulyā》「最も気高き貴婦人」と称号のみで記している。またペルシア語ファルマンで《sözümiz》「われらがことば」ではなく《sözüm》「わがことば」を掲げているものはこの文書が唯一である。この文書において《sözümiz》でなく《sözüm》が使用されているのは、それが君主(この場合は夫のジャハーンシャー)の発令文ではなく妃のそれである点に由来することは確実である。
- (17) 諸史料中に頻出する《□□ハトン》という名称も、同様に考えてよいのであれば、生まれながらに《□□ハトン》と言われるのではなくして、あるハトンとの婚姻を経て初めてハトンを称することが可能となる、ということになる。しかし諸史料中で《□□ハトン》と記される女性が果たして皆ハトンと結婚した経歴があるかどうかを逐一検証しえないため、現段階で確定的なことは言えない。さらに上の文も、意味の上からは「ハン以外の場合もあるが今ここではハンのハトンとなった」との解釈を単なる曲解として完全に排除は難しい。また、既に見たごとくディルシャードはアフマド・ハンの子孫であり、従ってフレグ・ハンを通じ究極的にはチンギス・ハンにその血統が連なる女性であったという事実も〈ハトン〉の称号を考える際には無視できない。すなわちハン家あるいは特定の家柄に生まれた女性であることも、〈ハトン〉号と何らかの形で関連するのかも知れない。加えて有力諸侯の夫人に対する尊称として尊敬の念を込めて用いられたケースも考えられる。ディマシユク・ホージャの娘でディルシャードの妹のスルターン・パフト Sulṭān Baht は「アミール・ハサンの息子アミール・イルケンの〈ハトン〉(奥方)であり、アミール・イルケン亡き後はアミール・マスウード・シャー・イーンジュエに嫁した」し、「[ディルシャードの]もうひとりの妹ドランディ・シャーはアミール・シール・アリー・クシュチの〈ハトン〉(奥方)であった」と記す『ラシード集史統編』[143]の表現は、貴婦人を表わす一般名詞としての使い方と解される。だがその場合でも、本稿初めに挙げた系図のコンチェク・ハトンとその

娘トウルサン・ハトン（ディマシユク・ホージャに嫁ぎディルシャードを産む）のように諸侯に嫁ぎながらも、おそらくはチンギス家の血を引くがゆえに〈ハトン〉と呼ばれていたと思われ、その点も考慮に入れなければならない。したがってここで一義的な定義付けは難しいため、以下の本文は発令時点で彼女がハンの妃であったかどうかにつき述べてに止まる。名前と称号—ことに王妃たるハトンや、のちのベギム begim やハヌム hanım/hanum といった女性の称号—については未解決の点が多く今後の研究が俟たれるところである。

- (18) Ch. Melville, *The Fall of Amir Chupan and the Decline of the Ilkhanate, 1327-37*, pp.38. 注に挙げている典拠史料は the British Library ms. Or.2885, f.420v. で筆者未見。ただ、この注が、結婚年次に係るものなのか、ディルシャードの姉妹を娶ったことによるスルターン・シャーなる人物の立場強化を指したものなのか、写本を参看していないため確認はできない。

[本稿はさきに発表した「ディルシャード・ハトンとその発令書—女性の出したファルマーン—」『女性生活文化交流史研究—異文化の文物の流通に着目して—』（平成16～19年度科学研究費補助金基盤研究(B) (2) 研究代表者 横田冬彦、2008) をもとに補訂を加えて改稿したものである。]